

健康・生活衛生局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例

健康・生活衛生局所管一般会計補助金等に係る「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づく財産処分については、原則として「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日会発第0417001号。以下「厚生労働省承認基準」という。）に基づくこととするが、以下については、この承認基準の特例によることとする。

1 申請手続の書類の特例

水道施設整備費補助金等により取得した水道施設（以下「水道施設の補助施設等」という。）の財産処分に係る承認申請等については、厚生労働省承認基準の別紙様式1及び別紙様式2によらず、それぞれ別添の様式1及び様式2により提出すること。

2 申請手続の特例（包括承認事項）

地方公共団体が行う経過年数が10年未満の水道施設の補助施設等の無償譲渡又は無償貸付であって、水道事業の広域化（事業統合又は経営の一体化）のために、当該水道事業を継承し、又は継承しようとする水道事業者が当該水道事業の用に供する場合は、厚生労働省承認基準第2の2に規定する包括承認事項として取り扱うこととする。

3 国庫納付に関する承認の基準の特例

次の場合については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。

- (1) 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う、水道施設を整備するために水道施設整備費補助金等により取得した経過年数が10年以上である土地の財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。）。
- (2) 特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第7条第1項の規定に基づき、同法施行令（昭和32年政令第188号）第1条の2第2項に基づき算出した不要支出額を、地方公共団体が水道施設整備費補助金等を受けて負担した場合において、事業の縮小に伴い国土交通省から譲渡された土地の財産処分であって、厚生労働大臣等が適当であると個別に認めるもの（有償譲渡及び有償貸付を除く。）。